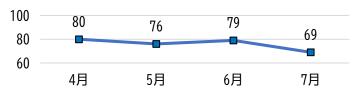


港南区 消費生活相談情報 < 速報値 >



~令和5年9月 涼秋号~

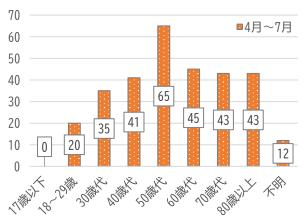
◇消費生活相談件数

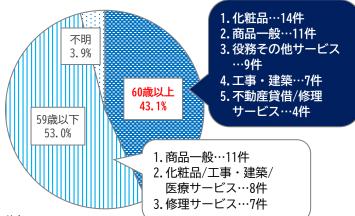




◇年代別件数







◇商品・役務別ランキング(令和5年4月~7月受付分)

1位	商品一般	23	SMSに「ご利用料金についてのお知らせ」と大手通信業者をかたってメッセージが届いた。記載の電話番
			号に架電したところ、名前と生年月日を聞かれ、覚えのないネット利用料を請求された。
2位	化粧品	22	ネット通販でお試し価格として通常価格より大幅に割引された化粧水を注文した。定期購入だが回数の
			縛りはないので、初回で解約するため何度も架電しているが電話が繋がらない。どうしたらよいか。
3位	工事・建築	17	「近所で工事中にお宅の屋根の破損を見つけた」と事業者が来訪し、屋根を見てもらったところ、屋根塗
2177			装工事を勧められ契約した。近所で工事しているという説明が嘘だったのでクーリング・オフしたい。
4位	修理サービス	11	トイレが詰まったので、ネット検索して「水回り修理、数百円から」と広告していた事業者に作業をしてもらっ
4111			た。詰まりは解消したが、広告と違い高額な代金を請求され、払ってしまった。返金を希望する。
4位	役務その他サービス	11	ネットで探した副業に登録し、無料通話アプリでやりとりしていたところ、事業者から電話があり、サポート
			コースの勧誘を受けた。消費者金融で借金して高額な料金を支払ったが、不審なので解約したい。

◇こんなトラブルに注意

興味をそそるSNSでの副業広告。 多世代の方からご相談が入っています。

'スマホだけで簡単に稼げる'などといった広告を SNS上で目にしたことはありませんか。

簡単に稼げるなら♪と登録してみると、

多くの場合、**登録料**や**サポート費用**など様々な名目で、**収入を得る前に**支払いを要求されるのです。 結果的に、**費用を上回る収入は得られません**。

- 🤔 魅力的な言葉が並ぶ広告には注意が必要です
- 斧仕事内容や収入が得られるとする根拠をよく確認するようにしましょう

不信感を抱かせない、点検商法の手口に 気をつけましょう!!

近隣で工事をするので、と工事事業者が挨拶に来ることがあります。その際、「よかったら無料で 点検しますよ」と人の好さそうな顔で促され、無料ならと頼むと「急いで修理しないとご近所にも 影響がでますよ」など言葉巧みに不安をあおられ、勧められるまま高額な契約をしてしまったというご相談が増えています。

- ▶ 無料でも、必要のない点検は断りましょう
- その場で即断せず、一旦帰ってもらいましょう

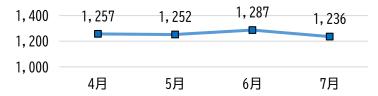
契約する前に周囲の方やご家族、

にご相談ください。

横浜市 消費生活相談情報 < 速報値 > ~ 令和5年9月 涼秋号~



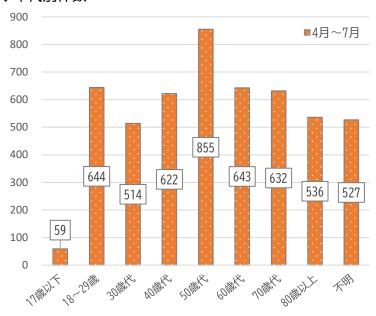
◇消費生活相談件数



今年度累計 5,032

◇年代別件数

◇各年代で多い相談(令和5年4月~7月受付分)



1. エステサービス…71件2. 医療サービス…62件3. 不動産貸借…45件4. 役務その他サービス…44件5. インターネットゲーム…30件1. 工事・建築…157件2. 化粧品…150件3. 商品一般…136件4. 役務その他サービス…105件5. 健康食品…77件

不明 10.5% 29歳以下 14.0% 60歳以上 36.0% 1.化粧 2.不動

39.6%

- 1. 化粧品…138件
 - 2. 不動産貸借…135件
 - 3. 商品一般…93件
 - 4. 工事・建築…92件
 - 5. 医療サービス/役務 その他サービス…58件

◇気をつけたい手口、サービス(令和5年4月~7月受付分)

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
	件数	代表的な事例		
インターネット通販	1,597	ネット通販でソファベッドを注文し、代金を指定の口座に振り込んだが、商品が届かない。販売会社と連絡も取れず困っている。		
家庭訪販	663	高齢の母が新聞の販売員の来訪を受けて6年先と8年先の新聞購読を契約していた。先が長い契約 を結ぶことは問題ではないか。		
SNS	528	SNSで知り合った人から暗号資産の投資を案内されて1千万円の投資をしている。利益が出たので出金しようとしたができない。だまされているのだろうか。		
定期購入	459	ネットで「回数の縛りはない」と記載があった美容液をお試し価格で購入したが、定期購入だった。仕方がないので2回目は購入するが、3回目からは解約したい。		
電話勧誘	367	「簡単に稼げる」という広告を見て興味を持ち、数千円のマニュアルを購入した。その後事業者から電話があり、高額なアフィリエイトの副業サポート契約をしてしまった。		
無料商法	242	無料の占いサイトの広告が表示され登録した。「あなたは金運がいい」と言われたので占い師と継続してや りとりするためにポイントの購入を繰り返し、結果高額を使ってしまった。返金を求めたい。		
点検商法	183	実家の父は数日前排水管の点検に来た事業者に床下消毒を勧められた、と言う。契約書は見当たらないが、父の話は要領を得ず契約したかどうかわからない。クーリング・オフしておくべきか。		
サイドビジネス商法	113	「メールで相談に乗るだけで高収入が得られる」というサイトに登録した。セキュリティ保証費用やロック解除費用等の名目で何度も手数料を支払ったが、報酬は得られない。返金を希望する。		
美容医療	110	男性用医療脱毛サロンで契約したが、「医師が確保できないため一時的に休業する」と連絡があった。解約したいがどうしたらよいか。		
サブスクリプション	104	ポイント交換をしようと二次元コードを読み取って交換ページへ行くつもりが、誤って広告ページをタップして しまい、気づかぬ間に海外のサブスクサービスに登録し、カード情報を入力してしまった。		

発行元:横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 2045-845-6666

平日 9時から18時 土曜・日曜 9時から16時45分